

令和6年3月

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容に不備等がないことを確認し、以下の竹刀検査を実施する。

(2) 柄革に名前の明記があるか確認する。

(3) 竹刀の全長を測定し、検査を行う。

(4) 竹刀の重さを計量し、検査を行う。

(5) 竹刀検査用基準器（全剣連頒布品）を使用し、先革の直径（対辺値）、先革長、ちくとう直径（対角値）を測定し、検査を行う。

① ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向ともに基準値を満たしていない場合は不合格とする。

② ゲージでの計測に支障がある場合（※）は、ノギスにて計測し、検査を行う。

※弦が測定を妨害する場合など

(6) 竹刀構造の検査を行う。

① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。

② 先革、中結(竹刀全長の先からおおよそ 1/4 の位置)、弦等付属品の安全性に問題ないか。

③ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で、対辺及び対角値が太くなっていく形状で、十分な太さはあるかノギスにて計測する。ただし、明らかに形状に問題のないものは、検査員・管理員の判断により計測を不要とすることができる。

④ 安全性を著しく損なう可能性のある加工、形状の変更がなされていないか。ちくとう部に不自然な隙間や大きな隙間はないか。

※隙間については別紙『剣道試合・審判細則 第2条1項「竹刀の隙間」について』を参照のこと。

(7) 検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1) 竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2) 小手について

審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。

規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。

対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。

検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その1/2を以って判断する。

布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が2.5 cm以内かどうかで判断する。

(3) 面及び剣道着について

面布団の長さ及び剣道着の袖の長さについては試合上の公平性、相手への影響は大きくないと考える。このことから、選手本人の試合での安全確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈する。したがって、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

(4) 当該団体戦または個人戦の第1回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第1回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

(5) 剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※(2)(3)については、当該団体戦または個人戦の第1回目の試合後のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

(別紙)

剣道試合・審判細則 第2条1項「竹刀の隙間」について

全剣連では、剣道試合・審判細則 第2条1項の中に「ピース（四つ割りの竹）の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。」と記載されています。

竹刀の隙間を目視検査するにあたり、竹刀製造業者（竹刀職人）により製造過程で矯めた（熱を加えて真っ直ぐに加工した）ものが戻ってできた隙間なのか、竹刀製造業者（竹刀職人）以外の人が手を加えたことによってできた隙間なのかを判断する必要があります。

① 竹刀製造業者（竹刀職人）による製造過程の矯め（熱を加えて真っ直ぐにする加工）が戻ってできた隙間

竹刀は4枚のピースが互いに動く（ばらける）ことによる衝撃緩衝性で安全性への効果を発揮できる構造です。

竹という天然素材を使っていることから、使用することや気候の変化などの影響により、さらには保管状況が悪い場合は未使用でも、矯めの戻りや曲がりが生じ、隙間ができる場合があります。

この隙間で著しく安全性を損なう竹刀と判断され、不合格になるケースは本意ではありません（使用頻度の高いことで竹が劣化している場合は除く）。

ここでの目視検査では、大きな隙間があることによって「相手の竹刀が隙間に入る」、「弦や弦の折り返し部分が隙間に挟まる」等の原因で試合が中断し、大会運営に支障をきたすがどうかを判断することが重要です。

② 竹刀製造業者（竹刀職人）以外の人が手を加えたことによってできた隙間

具体的に不合格となるケースの多い隙間の発生要因の過去の事例を示します。

- (1) 修理の際に竹刀のピースを自分自身で組み換えたことにより生じた隙間。
- (2) バランス・重量調整等を目的として竹刀のピースの内側（竹の合わせや裏面）を著しく削ったことにより生じた隙間。
- (3) ささくれ等の修理で著しく削ったことにより生じた隙間
- (4) 不適切な太い先芯を使うことによってできた隙間

例示した内容は、場合によっては事故につながることも考えられる安全性を著しく損なう竹刀と言えます。また、規則を悪用する姑息な行為も含まれていますので、見逃すことのないように厳しく刃部全体の目視検査をすることが重要です。

最後に隙間は、一概に何ミリ以下であれば安全性が担保されるという数値化はできないものと考えています。上記を参考に公平性の担保はもとより、不自然な隙間による破損事故が起きないように安全面に考慮した検査をお願いいたします。

以上

見本

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

●●大会会長 殿

本大会の出場にあたり、(_____都・道・府・県チーム選手の) 使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付： _____年 _____月 _____日

_____都・道・府・県

監督氏名： _____ 印

記

- 1) 竹刀関連：検査本数：合計 _____本 (大会検査所提出本数)
 - 柄革に名前の明記がある
 - 長さ(全長)が適正
 - 重さが適正
 - 先端から1.5センチメートル部分の先革の太さ(対辺)が適正
 - 先革の長さが適正
 - 先端から8センチメートル部分のちくとうの太さ(対角)が適正
 - 破損・ささくれはない
 - 中結の位置(=全長の約1/4)が適正
 - 不当な付属品を使用していない
 - 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
 - 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
 - ピース(四つ割りの竹)の合わせの間に不自然で大きな隙間がない
- 2) 小手関連
 - こぶしと前腕(肘関節から手首関節の尺骨側(最長部))の1/2以上を保護している
 - 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である
 - 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある
- 3) 面関連
 - 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
 - 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある
- 4) 剣道着関連
 - 袖の長さについて、肘関節の保護ができる(構えたときに肘関節が隠れること)

以上